

2025年5月14日版 d払い残高（プリペイドバリュー）利用規約

株式会社NTTドコモ（関東財務局長 第00617号。以下「当社」といいます。）が提供する、第2条に定めるd払い残高（プリペイドバリュー）を利用した各種サービス（以下「本サービス」といいます。）は、このd払い残高（プリペイドバリュー）利用規約（以下「本規約」といいます。）に従って提供されます。

第1条（サービス概要）

- 1 本サービスは、本規約及びその他の注意事項（以下「注意事項」といいます。）に従って、日本国内において、第3条に定める内容を提供するサービスです。お客さまは、本規約を承諾されない限り、本サービスをご利用いただくことはできません。
- 2 第2条に定めるd払いアプリを通じて表示する本規約の同意画面において、お客さまが本規約に同意された時点で、当社とお客さまとの間で本規約を内容とする契約（以下「本契約」といいます。）が成立し、お客さまによる本サービスのご利用には、すべて本規約が適用されます。

第2条（定義）

本規約におけるそれぞれの用語の意味は、別に定めのない限り、次のとおりです。なお、理由の如何を問わず、次に定める用語の名称又は用語の意味が変更された場合は、当該変更後の用語の名称又は用語の意味に読み替えるものとします。

用語	用語の意味
「FOMAサービス契約約款」	当社が定めるFOMAサービスの提供に係る約款
「Xiサービス契約約款」	当社が定めるXiサービスの提供に係る約款
「5Gサービス契約約款」	当社が定める5Gサービスの提供に係る約款
「契約約款」	FOMAサービス契約約款、Xiサービス契約約款又は5Gサービス契約約款
「FOMA契約」	当社からFOMAサービス契約約款に基づきFOMAサービスの提供を受けるための契約
「Xi契約」	当社からXiサービス契約約款に基づきXiサービスの提供を受けるための契約
「5G契約」	当社から5Gサービス契約約款に基づき5Gサービスの提供を受けるための契約
「回線契約者」	当社とFOMA契約、Xi契約又は5G契約を締結している者

「非回線契約者」	回線契約者以外の者
「契約者識別番号」	当社が回線契約者を識別するために定める一意の番号
「FOMAカード」	契約者識別番号その他の情報を記録することができるカードであって、FOMAサービスの提供のために当社がFOMA契約の契約者に貸与するもの
「ネットワーク暗証番号」	回線契約者が所定の手続を行う際の本人確認のために自ら設定する4桁の暗証番号
「s pモード」	当社がFOMAサービス、Xiサービス又は5Gサービス等に付随して提供する機能であって、利用端末の操作により、予め指定した情報又は選択した情報をs pモードセンター経由で受信することができるサービス
「メッセージR」	当社がs pモードの機能として提供する電子メールのうち、メッセージR（リクエスト）
「SMS」	当社が提供するFOMAサービス・Xiサービス・5Gサービスの電話番号又はSMS相互接続他事業者へ文字メッセージを送受信できるサービス（ショート・メッセージ・サービス）
「2 i n 1」	当社が提供する一枚のFOMAカードで2つの携帯電話番号が利用可能となるサービス
「2 i n 1契約」	当社からFOMAサービス契約約款に基づき2 i n 1の提供を受けるための契約
「d払い」	当社が定めるd払いご利用規約に基づき、d払い加盟店に請求代金を支払うことなく、請求代金相当額を当社に支払うことにより決済すること等を内容とした当社が提供するサービス
「d払い残高（現金バリュー）」	当社が定めるd払い残高（現金バリュー）利用規約及び注意事項に基づき当社が提供する各種サービスを利用するために、当社がd払いサービスサイトに定める方法によってお客さまが利用登録するアカウント
「d払い残高（プリペイドバリュー）」	本サービスを利用するために、当社がd払いサービスサイトに定める方法によってお客さまが利用登録するアカウント
「d払い残高」	d払い残高（現金バリュー）及びd払い残高（プリペイドバリュー）
「d払い番号」	本サービス又は当社が定めるd払い残高（現金バリュー）利用規約及び注意事項に基づき当社が提供する各種サービスのご利用のために発行される、利用者を識別するための番号
「お客さま」	本規約に基づき本サービスを利用しようとする者又は前条第2項に基づき当社と本契約を締結した者
「dアカウントのID／パスワード」	当社が提供する「dアカウント ログイン」に対応したサイトを利用する際に本人確認するために必要となる、当社が定めるdアカウント規約に基づ

ド」	き発行されるdアカウントのID及びパスワード
「dアカウントの連絡先携帯電話番号」	dアカウントのID等に関する通知等を受けるために登録された携帯電話番号
「ドコモ回線dアカウント」	回線契約者向けに発行されるdアカウントのID／パスワード
「キャリアフリーdアカウント」	非回線契約者向けに発行されるdアカウントのID／パスワード
「ドコモ回線dアカウント保有者」	回線契約者のうち、ドコモ回線dアカウントを保有する者
「キャリアフリーdアカウント保有者」	キャリアフリーdアカウントを保有する者（ドコモ回線dアカウント保有者を除きます。）
「利用端末」	本サービスに対応した端末
「d払い加盟店」	d払い加盟店（街のお店）、d払い加盟店（ネット）及びd払い（請求書払い）加盟店
「d払い加盟店（街のお店）」	d払い（バーコード決済）に対応している店舗
「d払い加盟店（ネット）」	d払い（ネット）に対応しているインターネット上の店舗
「d払い（請求書払い）加盟店」	d払い（請求書払い）に対応している店舗
「請求代金」	d払い加盟店又は当社との間で締結した商品の売買契約又は役務の提供契約に基づき支払義務を負う代金又は対価（送料、消費税相当額等、商品の購入又はサービスの利用に必要な一切の金額を含みます。）その他d払い加盟店又は当社を通じ第三者に対して納付される寄附金又は公租公課その他の公金
「d払い（バーコード決済）」	d払いのうち、d払い加盟店（街のお店）において、バーコード又はQRコード等を利用して、請求代金を支払うことのできるサービス
「d払い（ネット）」	d払いのうち、d払い加盟店（ネット）において、請求代金を支払うことのできるサービス
「d払い（請求書払い）」	d払いのうち、請求書又は納付書に付されたバーコードを利用して、d払い（請求書払い）加盟店についての請求代金を支払うことのできるサービス
「d払い残高からの支払い」	当社が定めるd払いご利用規約に基づき、d払い残高（プリペイドバリュー）の残高で、当社に対してd払い（バーコード決済）、d払い（ネット）、d払い（請求書払い）又は当社が別途指定する商品の購入又はサービスの利用に係る請求代金相当額の支払いをすること
「d払いアプリ」	当社が提供する、本サービス及びd払い等を利用するためのアプリケーション
「d払いサービスサイト」	本サービス及びd払いに関する情報を掲載した当社のインターネットウェブサイト< https://service.smt.docomo.ne.jp/keitai_payment/ >（当該URL配下のインターネットウェブサイトを含み、当社がそのURLを変更した場合は、変更後のURLとします。）

第3条（提供内容）

- 1 お客さまは、本規約に基づき、本サービスとして次の各号に定める内容（機能）を、当社がd払いサービスサイトに定める条件、方法により利用することができます。なお、ご利用には利用端末が必要です。
 - ① 当社が、d払いサービスサイトに定めるATM（現金自動預入支払機をいい、以下同じとします。）等から、当社が発行し、d払い残高（プリペイドバリュー）において保有される電子マネーを購入すること（以下「購入」といいます。）。
 - ② d払い残高（現金バリュー）の利用登録者又は当社が別途指定する者から送金されたお金に相当する価値をd払い残高（プリペイドバリュー）の残高として受け取ること（以下「受取り」といいます。）。なお、お客さまは、他の何らの意思表示なくして自動的にd払い残高（現金バリュー）の利用登録者又は当社が別途指定する者から送金されたお金をもって同額のd払い残高（プリペイドバリュー）残高を購入したものとみなします。
 - ③ d払い残高からの支払い。但し、請求代金及びd払い残高からの支払いに係る手数料の合計額がd払い残高（プリペイドバリュー）の残高を上回る場合、その他d払いサービスサイト内のd払い残高の提供内容に関する情報を掲載したウェブページ<https://service.smt.docomo.ne.jp/keitai_payment/guide/wallet/zandaka.html>（当該URL配下のウェブページを含み、当社がそのURLを変更した場合は、変更後のURLとします。）に定める事由に該当する場合、d払い残高からの支払いはご利用いただけません。
 - ④ その他当社がd払いサービスサイトに定める機能
- 2 ご利用いただいた各サービスの進行状況、結果及びd払い残高（プリペイドバリュー）の残高変動状況等（以下「残高変動状況等」といいます。）は、d払いアプリ上でご確認いただくことができます。なお、システムの不備その他の理由により、d払いアプリへの残高変動状況等の反映にお時間を要する場合があります。
- 3 本サービスの標準履行期間は、別表記載のとおりです。

第4条（利用条件）

- 1 お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスをご利用いただくことはできません。
 - ① 当社がd払いサービスサイトに定める方法によらないでお申込みされた場合
 - ② 第5条第1項各号のいずれかに該当する場合又は該当する疑いがあると当社が判断した場合
 - ③ お客さま及びお客さまによる本サービスの利用にかかる情報について当社所定の確認ができない場合
 - ④ 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、基本契約の申込み及び本サービスの利用について法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていない場合
 - ⑤ 法人である場合
 - ⑥ 当社が定めるdアカウント規約に基づき登録いただいている連絡先メールアドレス（以下「連絡先メールアドレス」といいます。）宛てに当社が送信するメールを受信できない場合
 - ⑦ d払い残高を既に利用登録している場合
 - ⑧ dアカウントの連絡先携帯電話番号の登録方法に関する情報を掲載した 当社のインターネットウェブサイト<https://id.smt.docomo.ne.jp/src/utility/regcontphone_flow.html>（当該URL配下のインターネットウェブサイトを含み、当社がそのURLを変更した場合は、変更後のURLとします。）に定める方法により連絡先携帯電話番号の登録を行っていない場合。なお、同一の携帯電話番号を複数のdアカウントの連絡先携帯電話番号として登録することはできません。
 - ⑨ dアカウントの連絡先携帯電話番号宛てに当社が送信するSMSを受信できない場合
 - ⑩ 過去に不正利用等により、本契約若しくは当社が定めるd払い残高（現金バリュー）利用規約及び注意事項に基づき当社とお客さまとの間で締結された契約の解除又はd払い残高に係るサービス提供停止等の

措置を受けたことがある場合

- ⑪ 本規約に定めるお客さまの義務が遵守されないおそれがある場合
 - ⑫ 当社が認めた場合を除き、本サービスを営利目的で利用する場合
 - ⑬ その他当社の定める基準によりお申込みいただけない場合
- 2 ドコモ回線dアカウント保有者であるお客さまは、前項各号のいずれかに該当する場合の他、FOMA契約、Xi契約又は5G契約の契約名義が法人である場合、本サービスをご利用いただくことはできません。なお、ドコモ回線dアカウント保有者であるお客さまは、ドコモ回線dアカウントが失効した場合には、本サービスの利用に必要な「dアカウント ログイン」ができなくなりますが、再度ドコモ回線dアカウントを取得いただければ、引き続き本サービスをご利用いただけます。
- 3 お客さまが、次の各号に定める拒否設定をされている場合は、ドコモショップ、ドコモ インフォメーションセンター又はMy docomo（当社が別途指定する各種情報を表示し各種処理を処理する機能を有するものであって、当社が定める「My docomoご利用規約」に従い提供するサービスをいい、以下同じとします。）を通じて、当社が定める手続に従い当該拒否設定を解除していただかない限り、拒否設定をされているサービスをご利用いただくことはできません。
- ① 受取拒否設定（受取りができません。）
 - ② サービス/d払い残高拒否設定（本サービスのすべてがご利用できません。）
 - ③ d払い残高からのお支払い拒否設定（d払い残高からの支払いのご利用ができません。）
- 4 お客さまが未成年者又は基本契約の締結・本サービスの利用にその保佐人若しくはその補助人の同意を要する旨の家庭裁判所の審判を受けている被保佐人若しくは被補助人である場合は、事前に法定代理人（親権者若しくは未成年後見人、保佐人又は補助人）の同意を得たうえで、基本契約及び本サービスの利用のお申込み（基本契約締結後の本サービスの利用に関する各種注文、手続等を含みます。）をする必要があります。
- 5 購入、受取り、d払い残高からの支払いの各上限額及び上限回数は、別表記載のとおりとします。上限額又は上限回数を超過する場合、お客さまは本サービスによるお取引ができません。
- 6 本サービスのご利用は、日本国内に限られ、海外でご利用いただくことはできません。当社は、お客さまによる本サービスのご利用に伴う取引を、すべて日本国内で行なわれたものとみなして取扱いますが、お客さまによる本サービスのご利用が海外からのご利用であることが判明した場合には、その取引を取り消すことがあります。また、お客さまが回線契約者である場合、発生したパケット通信料は、当社の海外利用時における料金体系に準じて請求させていただきます。
- 7 お客さまが利用登録できるd払い残高（プリペイドバリュー）は1人につき1つとし、お客さまが複数のd払い残高（プリペイドバリュー）を利用登録し利用することはできず、当社は、お客さまによる複数のd払い残高（プリペイドバリュー）の利用を確認した場合、本契約を終了させることがあります。なお、お客さまは、d払い残高（現金バリュー）とd払い残高（プリペイドバリュー）の両方を同時に保有することはできず、d払い残高（現金バリュー）が利用登録された場合、お客さまはd払い残高（プリペイドバリュー）の残高相当額をd払い残高（現金バリュー）に入金したものとみなし、本規約に基づき当社とお客さまとの間で締結された契約は終了し、d払い残高（プリペイドバリュー）は消滅するものとします。
- 8 お客さまが、本サービスの利用に際して登録する情報は、すべて真正かつ正確なものである必要があります。なお、登録した情報に変更があった場合、お客さまは、当社がd払いサービスサイトに定める方法により、登録した情報を速やかに変更後の情報に修正する必要があります。
- 9 当社は、資金決済に関する法律（以下「資金決済法」といいます。）その他関連法令等（行政機関や一般社団法人日本資金決済業協会が公表する運用基準、告示、ガイドライン等を含みますが、これらに限りません。以下同じとします。）を遵守するために当社が必要と判断した場合、お客さまに対し、お客さまの本サービスの利用にかかる情報であって、当社が必要と判断した情報の提供を適宜求めることができるものとし、お客さまは、当該情報提供が求められた場合は速やかにこれに応じるものとします。

第5条（反社会的勢力の排除）

- 1 お客さまは、現在、次の各号のいずれにも該当、帰属しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当、帰属しないことを確約するものとします。
 - ① 暴力団
 - ② 暴力団関係企業
 - ③ 総会屋
 - ④ 社会運動・政治活動等標ぼうゴロ
 - ⑤ 特殊知能暴力集団等
 - ⑥ その他前各号に準ずる者
- 2 お客さまは、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれに該当する行為も行わないことを確約するものとします。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為

第6条（確認事項）

お客さまは、本サービスの利用に先立ち、次の各号に定める事項を確認します。

- ① d払い残高（プリペイドバリュー）の残高は、第三者に対して、有償無償を問わず、譲渡することはできないこと。
- ② 第9条に定めるとおり、原則として、d払い残高（プリペイドバリュー）の残高の払戻しはできないこと。
- ③ d払い残高（プリペイドバリュー）の残高に利息はつかないこと。

第7条（購入）

- 1 購入は、当社がd払いサービスサイトに定める方法により行っていただきます。購入に際しては、別表に定める手数料を一緒にお支払いいただきます。なお、各購入方法のご利用に関して問題等が発生した場合は、お客さまは、利用されたATMの運営会社等との間で問題を解決することとします。
- 2 お客さまは、システムの不具合その他の理由により、購入又は受取りの事実がないにもかかわらず、d払い残高（プリペイドバリュー）の残高が加算されてしまった場合、当社が当該加算分を取り消すこと又は既に利用された当該加算分の支払いを請求することを、あらかじめ承諾するものとします。

第8条（受取り）

次の各号のいずれかに該当する場合には、お客さまは、受取りができません。

- ① 送金を行ったd払い残高（現金バリュー）利用登録者又は当社が別途指定する者が、当社所定の方法により、送金依頼をキャンセルした場合

- ② 受取りについて通知後、当社所定の受取有効期限を経過した場合
- ③ d払い残高（現金バリュー）利用規約又は注意事項の定めにより、d払い残高（現金バリュー）利用登録者又は当社が別途指定する者がお客さまに送金することができない場合

第9条（払戻し）

原則として、d払い残高（プリペイドバリュー）の残高の払戻しはできません。但し、当社が前払式支払手段の発行の業務を廃止した場合その他法令上払戻しの義務がある場合には、当社は、法令に定める手続に従い、法令に定める額を払い戻します。

第10条（d払い残高からの支払い）

- 1 お客さまがd払い残高からの支払いを行う場合、当社所定の方法に従ってd払い残高からの支払いの手続を行うものとします。この場合、請求代金を利用端末の画面表示の操作手順に従って確認してください。当社は表示された請求代金をd払い残高からの支払いの依頼内容とします。依頼内容について誤りがあったとしても、これによって生じた損害については、当社は責任を負いません。
- 2 当社がコンピュータシステムによりd払い残高からの支払いの依頼の内容を確認し、d払い残高（プリペイドバリュー）の残高が請求代金及びd払い残高からの支払いに係る手数料の合計額以上であることを確認した時に、d払い残高（プリペイドバリュー）の残高から当該合計額を差し引くことにより、当該合計額の支払いがあったものとみなされます。この場合、当社は、メッセージR又は連絡先メールアドレス宛てのメール又はSMSによりお客さまに対し手続完了（依頼内容）について通知を行います。なお、依頼内容の変更及びキャンセルはできません。
- 3 当社は、お客さまとd払い加盟店との間の取引について、当事者、代理人、仲立人等にはならず、その成立、有効性、履行等に関して法的責任を負わないものとします。当社がd払い残高からの支払いの依頼を受け付けた後に債務不履行、返品、契約不適合その他の問題が発生した場合は、当社はd払い残高（プリペイドバリュー）の残高の返還等を行う義務を負わず、お客さまはd払い加盟店との間で問題を解決することとします。
- 4 前項にかかわらず、お客さまとd払い加盟店との間の取引が取消し又は解除された場合、当社はd払い残高（プリペイドバリュー）の残高を返還することがあります。

第11条（手数料等）

お客さまが、購入、受取り、d払い残高からの支払いを行う場合、別表に定める手数料を当社所定の方法でお支払いいただきます。また、回線契約者であるお客さまが本サービスをご利用いただくために必要なFOMA契約、Xi契約又は5G契約等に係る料金は、お客さまのご負担となります。

第12条（債権の譲渡等）

お客さま（当社が指定するお客さまを除きます。）は、当社がお客さまの本サービスの利用により生じた債務に係る債権を、当社が定める第三者（以下「請求事業者」といいます。）に譲渡することがあることを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、お客さまへの個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第13条（充当の指定）

お客さまは、当社にお支払いいただいた金額が当社に対して弁済すべき債務全額を消滅させるに足りない場合には、当社が適当と認める順序方法により充当することをあらかじめ承諾するものとします。

第14条（延滞利息）

お客さまがお支払い期日までに、本サービスに関し当社に対して弁済すべき債務をお支払いいただけない場合には、お支払い期日の翌日から支払いの日の前日まで、その未払い債務に対し年 14.5%を乗じた額の延滞利息をお支払いいただきます。但し、当社は、元本の弁済が完了している債務に対しては、本条に定める延滞利息の支払い義務を適用しない場合があります。

第15条（ネットワーク暗証番号及びdアカウントのID／パスワードの管理義務）

- 1 お客さまの本人確認のために、お客さまが本サービスを利用される際にはネットワーク暗証番号又はdアカウントのID／パスワードのいずれかを入力していただく必要があります。なお、dアカウントのID／パスワードを入力していただく場合には、2段階認証におけるセキュリティコードを入力していただくことがあります。
- 2 利用端末上のd払いアプリからお客さまのネットワーク暗証番号又はdアカウントのID／パスワードが入力された上で各手続がなされた場合には、当社は、当該手続がお客さまによりなされたものであるとみなします。
- 3 お客さまは、ネットワーク暗証番号及びdアカウントのID／パスワードについて、他人に知られないようにお客さまの責任において十分注意して管理しなければなりません。ネットワーク暗証番号は、生年月日、電話番号など他人に推測されやすいものを避けて設定し、定期的に変更してください。

第16条（利用端末の管理）

- 1 本サービスは、お客さまご本人のみが利用できるサービスであり、お客さまは、第三者に本サービスを利用させることはできません。
- 2 お客さまは、第三者に本サービスを利用されないように、利用端末のロック機能その他のセキュリティ機能など、各種不正利用防止措置を講じ、十分注意して管理してください。
- 3 当社は、第三者により本サービス、ネットワーク暗証番号、dアカウントのID／パスワード、又は利用端末の不正利用が行われている可能性がある、又は行われた可能性があると察知した場合は、お客さまに対しお問い合わせをさせていただくことがあります。
- 4 前項に基づく当社からのお問い合わせがない場合であっても、お客さまは、認知していない本サービスの利用等、本サービスが不正に利用された疑いが生じたときは、ただちに当社にその旨を届け出てください。
- 5 第3項の場合又は前項に基づくお客さまの届出があった場合には、当社は、本サービスの提供の終了又は一時停止のいずれかの措置をとる場合があります。

第17条（紛失・盗難等の際の取扱い）

- 1 お客さまは、お客さまがネットワーク暗証番号、dアカウントのID／パスワード又は利用端末を紛失、盗難、詐取又は横領等（以下併せて「紛失・盗難等」といいます。）により失った場合には、速やかにその旨を当社及び最寄りの警察署に届け出てください。当社への届出は、文書によって行うことが必要となる場合があります。また、お客さまは、利用端末に搭載された機能に応じて、遠隔ロックその他当社が紛失・盗難等に関する情報を掲載した当社のインターネットウェブサイト<https://www.nttdocomo.co.jp/support/lost.html?icid=CRP_SUP_to_CRP_SUP_lost>（当該URL配下のインターネットウェブサイトを含み、当社がそのURLを変更した場合は、変更後のURLとします。）に定める必要な措置を講じてください。
- 2 お客さまのネットワーク暗証番号、dアカウントのID／パスワード又は利用端末が紛失・盗難等により他人に不正利用された場合であっても、当社が前項に基づく届出を受け、本サービスの利用停止の措置を完了す

るまでに生じた請求代金や手数料等について、お客さまは、支払いの義務を負います。

第 18 条（補償等）

- 1 dアカウント規約第 7 条第 1 項及び本規約第 15 条第 2 項又は第 17 条第 2 項にかかわらず、お客さまが利用端末の紛失・盗難等又はネットワーク暗証番号若しくはdアカウントのID／パスワードに関する情報の盗取又は詐取その他の事由が発生し、これにより、本サービスにおいて、お客さまの利用端末又はネットワーク暗証番号若しくはdアカウントのID／パスワードが不正に利用されたと当社が判断した場合であって、お客さまが次の各号の手続を行ったときは、当社は、当該不正によりお客さまに生じた損害の額に相当する金額を補てんします。但し、本条第 2 項各号のいずれかに該当する場合を除きます。
 - ① 利用端末の紛失・盗難等が生じた場合には、直ちに当社及び警察署に申告すること。
 - ② 不正利用による損害を知った場合に、直ちに当社及び警察署に申告すること。
 - ③ 当社の求めに応じ、不正利用による損害の発生を知った日から 30 日以内に、当社が損害の補てんに必要と認める書類を当社に提出すること。
 - ④ 当社又は当社が指定する者の指示に従い、被害拡大の防止のために必要となる措置を実施すると共に、事実確認、被害状況等の調査に協力すること。
- 2 次の各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合には、お客さまは、前項による損害の補てんを受けることができません。
 - ① お客さまの家族、同居人又は利用端末、ネットワーク暗証番号若しくはdアカウントのID／パスワードの受領についての代理人などお客さまと同視すべき方による使用に起因する損害であるとき。
 - ② お客さま、その家族、同居人又は代理人などお客さまと同視すべき方の故意若しくは重大な過失又は法令違反行為があるとき。
 - ③ 当社に申告した紛失・盗難等又は被害状況の内容に虚偽があったとき。
 - ④ 利用端末の利用・管理等について、お客さまに管理不十分、利用上の過誤その他の帰責性があるとき。
 - ⑤ ネットワーク暗証番号又はdアカウントのID／パスワードの利用・管理等について、お客さまがdアカウント規約、本規約その他当社による定めに違反した場合、その他お客さまに帰責性があるとき。
 - ⑥ 当社に対する申告がなされた日から遡って 90 日より前の不正利用に起因する損害であるとき。
 - ⑦ 損害が戦争、地震等による著しい秩序の混乱に乘じ、又はこれに付随して生じた紛失・盗難等に起因する損害であるとき。
 - ⑧ その他本規約に違反する本サービスの利用に起因する損害であるとき。
- 3 当社が本条に基づき損害の補てんを行った場合には、お客さまは、当該補てんを受けた金額の限度で、お客さまが当該損害に関して不正行為者を含む第三者に対して有する損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を、別段の意思表示を要せず、当社に譲渡するものとし、当社は、これを取得します。
- 4 当社は、本サービスの不正利用が発生した場合、当該不正利用の態様を踏まえ、被害の拡大（二次被害）を防止するために必要があると判断したとき、類似の事案の発生を回避するために有益であると判断したとき、又は被害額や件数等を踏まえ社会的な影響が大きいと認められるときは、速やかに必要な情報を公表いたします。

第 19 条（提供の一時停止）

- 1 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、お客さまに事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止することができます。

- ① 本サービスの提供のための装置又はシステムにかかる保守点検又は更新を定期的又は緊急に行うとき。
 - ② 停電その他の不可抗力により、本サービスの提供を継続することが困難であるとき。
 - ③ 本サービスの不正利用が行われている可能性がある若しくは行われた可能性があると察知したとき。
 - ④ 違法な又は明らかに公序良俗に反する目的で本サービスの利用が行われている可能性がある又は行われた可能性があると察知したとき。
 - ⑤ お客さまが本規約に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
 - ⑥ お客さまが、第5条第1項各号のいずれかに該当し、第5条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第5条の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき又はこれらの疑いがあると当社が判断したとき。
 - ⑦ 本サービス又は当社が提供する他の金融・決済サービスに関し、資金決済法その他関連法令等に違反するおそれがある（第4条第9項に定める情報提供がなされないことにより、当社が当該法令等に違反するおそれがある場合を含みます。）と当社が判断したとき。
 - ⑧ ドコモ回線dアカウント保有者であるお客さまに係るFOMA契約、Xi契約又は5G契約に係る料金その他の債務の支払いが支払期日までにされていないとき。
 - ⑨ 前各号に掲げるほか、当社が本サービスの提供の一時停止が必要と判断したとき。
- 2 前項に定める場合のほか、技術上又は営業上の判断により、お客さまに対して事前に通知し、本サービスの提供を一時停止する場合があります。

第20条（本サービスの提供の終了及びお客さまの希望による解約）

- 1 当社は、お客さまが次の各号のいずれかに該当した場合には、お客さまへの事前の通知又は催告なしに、本契約及び各手続の全部又は一部を解除し、お客さまへの本サービスの提供を終了することができます。
 - ① 前条第1項④から⑦までのいずれかに該当する場合で、当社が本サービスの提供を終了する必要があると判断したとき。
 - ② その他当社において本サービスの提供を継続することが困難であると認めたとき。
- 2 お客さまが自ら本サービスの解約を希望される場合には、お客さまは、d払いアプリ内の設定ページにおいて、当社所定の方法により、サービス解約の手続を行ってください。なお、d払い残高（プリペイドバリュー）の残高が残っている場合は、サービス解約の手続は行えません。サービス解約の場合、本契約は終了し、当社は、お客さまへの本サービスの提供を停止します。
- 3 お客さまが、本サービスの提供の終了又は停止の前に当社に対して負担した債務については、本サービスの提供の終了又は停止の後においても、そのお支払いを免れることはできません。

第21条（本契約の終了等）

- 1 前条に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約は当然に終了します。
 - ① お客さまが第4条第8項又は同条第9項の定めに違反した場合
 - ② キャリアフリーdアカウント保有者であるお客さまが第4条第1項各号に定める利用条件を充足しなくなった場合
 - ③ キャリアフリーdアカウント保有者であるお客さまがドコモ回線dアカウント保有者となった場合
 - ④ ドコモ回線dアカウント保有者であるお客さまが第4条第1項各号又は第2項各号に定める利用条件を充足しなくなった場合

- ⑤ ドコモ回線dアカウント保有者であるお客さまのFOMA契約、Xi契約又は5G契約の解約、名義変更若しくは承継の各場合
 - ⑥ ドコモ回線dアカウント保有者であるお客さまがご利用の携帯電話番号をBナンバーとする2in1契約を締結した場合
 - ⑦ ドコモ回線dアカウント保有者であるお客さまがドコモショップ、ドコモインフォメーションセンター又はMy docomoを通じて、当社が定める手続に従いサービス利用拒否の設定をされた場合
 - ⑧ お客さまが第19条第1項④から⑦のいずれかに該当することにより、当該お客さまに対する本サービスの全部の提供を停止した場合
 - ⑨ 本サービスの全部の提供廃止の場合
- 2 理由の如何を問わず、本契約が終了した場合には、お客さまのd払い残高（プリペイドバリュー）に残高があるとしても、当社は返金しないものとします。但し、当社が前払式支払手段の発行の業務を廃止した場合その他法令上払戻しの義務がある場合には、当社は、法令に定める手続に従い、法令に定める額を払い戻します。

第22条（d払い残高からの支払いの効力）

第19条に基づき本サービスの提供が一時停止された場合、第20条に基づき本サービスの提供が終了若しくは停止された場合、又は前条に基づき本契約が終了した場合であっても、既に成立したd払い残高からの支払いの効力は失われないものとします。

第23条（本サービスの廃止、変更及び追加）

当社は、本サービスについて、その全部又は一部の提供廃止、変更又は追加をすることができます。この場合、当社は、あらかじめその旨を当社が適当と判断する方法によりお客さまに通知し、又は周知いたします。

第24条（個人情報の取扱い）

当社は、本サービスの提供にあたり取得する個人情報を、当社が定めるNTTドコモ プライバシーポリシーに従い取り扱うものとします。なお、お客さまは、パーソナルデータの取扱いに関する同意事項を記載した当社のインターネットウェブサイト<https://www.nttdocomo.co.jp/utility/personal_data/consent_matters/>（当該URL配下のインターネットウェブサイトを含み、当社がそのURLを変更した場合は、変更後のURLとします。）に定める「d払い残高／送金における個人情報の第三者提供」、「d払い残高／受取における個人情報の第三者提供」及び「d払い残高／債権譲渡に伴う第三者提供」に同意する必要があります。

第25条（本サービスに関する責任）

- 1 当社は、本サービスに関してお客さまに損害が発生した場合でも、責任を負いません。但し、当社に故意又は過失がある場合にはこの限りではありません。
- 2 当社は、当社の過失による債務不履行又は不法行為によりお客さまに生じた損害について、通常生ずべき直接の損害（逸失利益を除きます。）に限り、賠償を行います。但し、当社に故意又は重過失がある場合には、当該上限が適用されません。
- 3 本サービスのご利用にあたり、お客さまと他のお客さま又は第三者との間で問い合わせ、苦情、紛争等が発生した場合は、お客さまご自身の責任により当該紛争等を解決することとし、当社は責任を負いません。

第26条（本規約の変更）

- 1 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、お客さまへ当社が適切と判断した方法にて公表又は通知することにより、本規約の内容を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されるものとし、また、本規約の変更前に行われた各手続については、手続時の本規約が適用されるものとします。
 - ① 本規約の変更が、お客さまの一般の利益に適合するとき。
 - ② 本規約の変更が、本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

第27条（成年後見人等の届出）

- 1 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当社に届け出てください。
- 2 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当社に届け出てください。
- 3 すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がされている場合にも、前項と同様に当社に届け出てください。
- 4 前項の各届出事項に取消又は変更等が生じたときにも同様に当社に届け出てください。
- 5 前項の各届出前に生じた損害については、当社は、責任を負いません。

第28条（権利譲渡等の禁止）

本サービスに基づくお客さまの権利は、当社の事前の書面による同意なしに、第三者に譲渡し、承継させ、貸与し、又は担保に供することはできないものとします。

第29条（準拠法）

本規約の効力・履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第30条（管轄裁判所）

本規約又は本サービスに関連して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所又はお客さまの住所地の地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第31条（お問い合わせ先）

本サービスに関する苦情・相談を含むお問い合わせ先は、次のとおりです。

【名称】 d払いお問い合わせダイヤル

【住所】 東京都新宿区新宿 4-1-6 ほかに各地

【電話番号】 0570-018-360(有料) (ドコモの携帯からは #9785(無料))

【受付時間】 24時間 (年中無休)

ご意見、ご要望のお問い合わせ先は、次のとおりです。

【名称】 お客様相談室

【住所】 東京都千代田区永田町 2-11-1

【電話番号】 0570-073-030（有料）

【受付時間】 10：00～18：00（土曜、日曜、祝日、年末年始を除く）

附則（令和1年9月19日）

本規約は、令和1年9月26日から実施します。

附則（令和2年2月25日）

本規約は、令和2年2月25日から実施します。

附則（令和2年3月25日）

本規約は、令和2年3月25日から実施します。

附則（令和2年11月17日）

本規約は、令和2年11月26日から実施します。

附則（令和2年12月22日）

本規約は、令和2年12月25日から実施します。

附則（令和3年3月19日）

本規約は、令和3年3月26日から実施します。

附則（令和3年6月25日）

本規約は、令和3年7月1日から実施します。

附則（令和3年10月8日）

本規約は、令和3年10月25日から実施します。

附則（令和4年2月28日）

この改訂規約は、令和4年2月28日から実施します。

附則（令和4年4月18日）

この改訂規約は、令和4年4月18日から実施します。

附則（令和4年7月27日）

この改訂規約は、令和4年7月27日から実施します。

附則（令和5年2月13日）

この改訂規約は、令和5年2月13日から実施します。

附則（令和5年3月1日）

この改訂規約は、令和5年3月1日から実施します。

附則（令和5年4月10日）

この改訂規約は、令和5年4月10日から実施します。

附則（令和5年8月28日）

この改訂規約は、令和5年8月28日から実施します。

附則（令和5年12月13日）

この改訂規約は、令和5年12月20日から実施します。

附則（令和6年6月25日）

この改訂規約は、令和6年6月25日から実施します。

附則（令和7年4月10日）

この改訂規約は、令和7年4月24日から実施します。

附則（令和7年5月7日）

この改訂規約は、令和7年5月14日から実施します。

以上

株式会社NTTドコモ

《別表》

【本サービスの標準履行期間】

・購入

当社がd払いサービスサイトに定める方法による購入手続を実施後、直ちにd払い残高（プリペイドバリュー）の残高が加算されます。

・d払い残高からの支払い

当社がコンピュータシステムにより依頼内容を確認し、利用条件を満たしていることを確認した時に、d払い残高（プリペイドバリュー）の残高から支払額を差し引くことにより、支払いがあったものとみなされます。

【ご利用上限】

d払い残高（プリペイドバリュー）の残高		[残高限度額※] 100 万円
購入	ATMによる購入	[入金上限額] 10 万円/1 回、10 万円/1 日、30 万円/月 [入金上限回数] なし
受取り		[受取限度額※] 合計 20 万円/月
d払い残高からの支払い		d払い残高（プリペイドバリュー）の残高/回

※当社又は当社が別途指定する者がお客さまに対して送金を行う場合などに、残高限度額や受取限度額を超えることがあります。

【手数料】

購入	無料
受取り	無料
d払い残高からの支払い	無料

※ 上記手数料は、各種キャンペーン施策等により一時的に変更となる場合がございます。